

(6) 学業成績の評価等に関する規程施行細則

(趣旨)

第 1 条 明石工業高等専門学校における学業成績（以下「成績」という。）の評価等にする規程（以下「評価規程」という。）の運用については、この細則の定めるところによる。

(評価)

第 2 条 評価規程第 2 条の規定の実施にあたっては、各教科担当が科目ごとに成績評価基準を定める。

2 各教科担当は、成績評価基準をシラバスに明記することとする。

3 各教科担当は、受講学生の全てを対象に成績評価基準に基づき、各項目別に点数化した評価内訳表（別記様式 1）を作成するものとする。

4 評価内訳表は、学年末の成績提出時に教務委員会に提出するものとする。

第 3 条 成績を評語で表す場合の区分は、次のとおりとする。

優	80 点以上	
良	70 点以上	80 点未満
可	60 点以上	70 点未満
不可	60 点未満	

(試験等)

第 4 条 評価規程第 6 条に規定する定期試験は、前期末並びに後期末に期末定期試験を行い、科目によってはさらに 6 月並びに 12 月に中間定期試験を行う。

第 5 条 評価規程第 7 条に規定するその理由がやむを得ないと認められる場合とは、次の各号をいう。

(1) 負傷又は疾病による場合

(2) 非常災害、交通機関の事故等、不可抗力的理由による場合

(3) 忌引の場合

(4) その他公欠等による場合

(学力補充指導)

第 6 条 定期試験ごとに、不振な科目がある者については、適宜学力補充指導を行ったうえで再試験等によって再評価する。

2 学力補充指導後の評価は、次の定期試験の際の評価に総合する。ただし、学年末にあつては、評価規程第 4 条の成績の評価に総合する。

(その他)

第 7 条 評価規程第 15 条第 2 項ただし書きに規定する休学等やむを得ない理由とは、次の各号をいう。

(1) 傷病による休学又は長期欠席

(2) 学資負担者の経済状態等家庭の事情による休学又は長期欠席

(3) 外国の高等学校又は大学での学習のための休学

第 8 条 評価規程第 16 条に規定する補充履修は、補充履修願（別記様式 2）を前期授業開始日の翌日までに提出させ、指導教員を定めて実施する。

2 補充履修の期間は、原則として前期末までとする。

第 9 条 学生の学業に関し協議を行うため、教務主事は指導連絡会議を開くことができる。

附 則

1 この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

2 明石工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程施行細則（昭和 51 年 9 月 1 日制定）は廃止する。

(この間の附則省略)

附則（令和元年 8 月 1 日）

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式1

評 価 内 訳 表

氏 名	学 科	学 年	科 目 名 ()	定 期 試 験 (%)					評 価 点 (A×%) 点	平 常 の 試 験 (%) 点	演 習 課 題 報 告 (%) 点	学 習 状 態 (%) 点	出 席 状 況 (%) 点	実 技 (%) 点	そ の 他 (%) 点	備 考
				前 期 中 間 (100点満点)	前 期 期 末 (100点満点)	後 期 中 間 (100点満点)	後 期 期 末 (100点満点)	年 間 の 成 績 (100点満点)								

※ 項目により%で表せない場合又は特定の項目を詳しく表す場合は、別紙により評価方法等について明記の上添付すること。

新 担 任

補 充 履 修 願

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

_____学科_____学年 学籍番号_____

氏 名_____

下記科目の補充履修を許可下さるようお願いいたします。

記

令和 年度補充履修（科目一覧）

科 目 名	前年度評価点	前 年 度 当 該 科 目 担 当 教 員 氏 名 印	備 考

注 署名は必ず本人が自署すること。